

MY企業年金通信

区分	DB	DC	その他
内容	法令等	制度 運用	その他
必須ご対応 事項(※)	あり	なし	

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある
題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

特例掛金の拠出方法の見直しについて (DB法施行規則の一部を改正する省令及び通知「DB法施行 規則の一部を改正する省令の施行等に伴う『DBの規約の 承認及び認可の基準等について』の一部改正について」)

※当資料での略号:

確定給付企業年金＝DB

確定給付企業年金法施行規則＝DB規則

通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」

(平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号)＝承認認可通知

2018年7月



明治安田生命

- ◆「非継続基準抵触の際の特例掛金の設定方法」について、平成30年6月22日付で改正法令が公布・発出され(注)、「翌々年度から拠出する場合」も、積立不足額の分割拠出が可能となりました。
- ◆改正内容は、パブリックコメントの内容と変更ありません。

■特例掛金の拠出方法の見直し

必須

○改正概要：DB制度の財政検証ルールのうち、“非継続基準”に抵触し、積立比率方式により翌々年度から特例掛金を拠出する場合の「特例掛金の下限額の算定方法」を、平成30年6月22日より次のとおり改正

改正	現行
$\frac{(\text{「当年度積立不足」} + \text{「翌年度の積立不足増減見込額」}) \times (1/5 \sim 1/15)}{(*)}$	$\frac{\text{「当年度積立不足」} \times (1/5 \sim 1/15)}{(*)} + \text{「翌年度の積立不足増減見込額」}$

分割拠出

一括拠出

(*) 当年度最低積立基準額に対する積立比率が、0.8未満は1/5、0.8以上0.9未満は1/10、0.9以上1.0未満は1/15

○施行期日：公布の日から施行

平成31年3月31日以前に終了する事業年度に係る決算においては、改正前の拠出方法も可

(注) DB法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第77号）

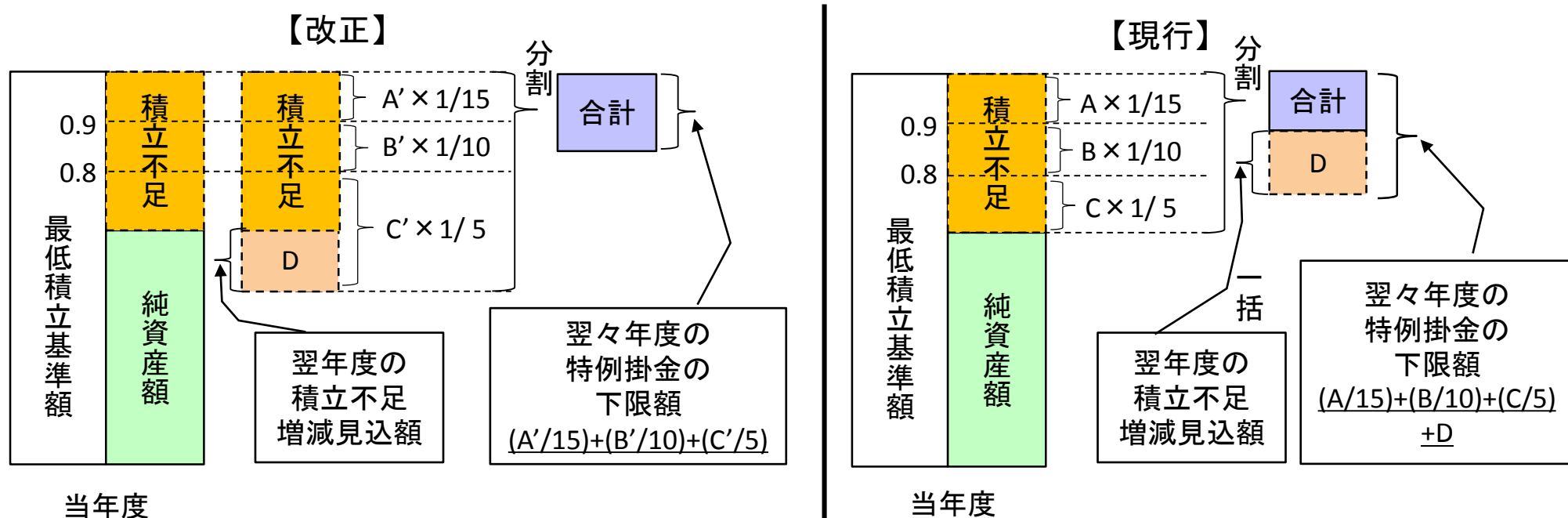
<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000212481.pdf>

通知「DB法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第77号）の施行等に伴う『DBの規約の承認及び認可の基準等について』の一部改正について」（平成30年6月22日年企発0622第1号）

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12500000-Nenkinkyoku/0000212482.pdf>

特例掛金の拠出方法の見直し

- ・「特例掛金」の設定方法を改正することで、非継続基準抵触の際の「翌年度の積立不足増減見込額」(下図 D) は、改正: 当年度の積立不足と合算して分割拠出 ← 現行: 一括拠出 となります。



【ご参考】厚生労働省HPに「DB制度の主な改正(平成30年6月22日施行)」が掲載されています

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212483.html>

この改正に関するパブリックコメントの結果も公示されています(パブリックコメントから変更なし)

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180011&Mode=2>

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180016&Mode=2>

特例掛金の拠出イメージ(1) [例1:翌年度に積立不足が増加する場合]

【翌年度に積立不足が増加する場合(2ページ図の「D」の部分がプラスの場合)】

・拠出1年目(翌々年度)の特例掛金の下限額が、現行に比べて減少します(下表のオレンジ色部分ご参照)

※試算前提条件

	当年度	翌年度	増減額
最低積立基準額	1,000	1,030	+30
純資産額	820	800	▲20
積立不足	180	230	+50

○拠出1年目(翌々年度)の特例掛金

(注)A~D、A'~C'は2ページ図をご参照下さい

	改正	現行	率
ア. 積立不足+翌年度の積立不足増減見込額(改正) or 積立不足(現行)	230	180	
当年度最低積立基準額の0.9以上1.0未満の部分(A' or A)	100	100	… 1/15
当年度最低積立基準額の0.8以上0.9未満の部分(B' or B)	100	80	… 1/10
当年度最低積立基準額の0.8未満の部分(C' or C)	30	0	… 1/5
イ. 上記アに対して、右欄外の率を乗じて得た額の合計額	23	15	
翌年度の積立不足増減見込額(D)	—	50	
翌々年度の特例掛金の下限(改正:イ、現行:イ+D(負値は0))	23	65	
翌々年度の特例掛金の上限(改正:ア、現行:ア+D)(負値は0)	230	230	

特例掛金の拠出イメージ(2) [例2:翌年度に積立不足が減少する場合]

【翌年度に積立不足が減少する場合(2ページ図の「D」の部分がマイナスの場合)】
 ・拠出1年目(翌々年度)の特例掛金の下限額が、現行に比べて増加します(下表のオレンジ色部分ご参照)

※試算前提条件

	当年度	翌年度	増減額
最低積立基準額	1,000	970	▲30
純資産額	820	810	▲10
積立不足	180	160	▲20

○拠出1年目(翌々年度)の特例掛金

(注)A~D、A'~C'は2ページ図をご参照下さい

	改正	現行	率
ア. 積立不足+翌年度の積立不足増減見込額(改正) or 積立不足(現行)	160	180	
当年度最低積立基準額の0.9以上1.0未満の部分(A' or A)	100	100	… 1/15
当年度最低積立基準額の0.8以上0.9未満の部分(B' or B)	60	80	… 1/10
当年度最低積立基準額の0.8未満の部分(C' or C)	0	0	… 1/5
イ. 上記アに対して、右欄外の率を乗じて得た額の合計額	13	15	
翌年度の積立不足増減見込額(D)	—	▲20	
翌々年度の特例掛金の下限(改正:イ、現行:イ+D(負値は0))	13	0	
翌々年度の特例掛金の上限(改正:ア、現行:ア+D)(負値は0)	160	160	

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令	改正内容																
DB規則 第58条 (赤字が改正 部分)	積立不足に伴い拠出すべき掛金の額																
	改正後 DB法第63条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、次の額とする。 ①以上②以下で規約に定める額 ① 当事業年度の末日における積立比率(読替後積立金÷最低積立基準額)の区分に応じて下表の右欄に定める額 <table><tr><th>積立比率</th><th>額(*)</th></tr><tr><td>0.8未満</td><td>(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60</td></tr><tr><td>0.8以上 0.9未満</td><td>(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150</td></tr><tr><td>0.9以上 1.0未満</td><td>不足額÷15</td></tr></table> 不足額＝最低積立基準額－読替後積立金 ② 当事業年度の不足額 読替後積立金＝積立金－翌事業年度の最低積立基準額の増減見込額＋翌事業年度の積立金の増減見込額	積立比率	額(*)	0.8未満	(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60	0.8以上 0.9未満	(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150	0.9以上 1.0未満	不足額÷15	改正前 DB法第63条の厚生労働省令で定めるところにより算定した額は、翌々事業年度の掛金の額に追加して拠出する場合にあっては、次のI＋IIの額とする。 I.①以上②以下で規約に定める額 ① 当事業年度の末日における積立比率(積立金÷最低積立基準額)の区分に応じて下表の右欄に定める額 <table><tr><th>積立比率</th><th>額(*)</th></tr><tr><td>0.8未満</td><td>(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60</td></tr><tr><td>0.8以上 0.9未満</td><td>(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150</td></tr><tr><td>0.9以上 1.0未満</td><td>不足額÷15</td></tr></table> 不足額＝最低積立基準額－積立金 ② 当事業年度の不足額 II.翌事業年度の最低積立基準額の増減見込額－翌事業年度の積立金の増減見込額	積立比率	額(*)	0.8未満	(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60	0.8以上 0.9未満	(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150	0.9以上 1.0未満
積立比率	額(*)																
0.8未満	(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60																
0.8以上 0.9未満	(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150																
0.9以上 1.0未満	不足額÷15																
積立比率	額(*)																
0.8未満	(不足額－最低積立基準額×0.2)÷5＋最低積立基準額÷60																
0.8以上 0.9未満	(不足額－最低積立基準額×0.1)÷10＋最低積立基準額÷150																
0.9以上 1.0未満	不足額÷15																

（＊）DB規則第58条の表中の算式の解説（改正前）

【積立比率0.8未満の場合】

（不足額－最低積立基準額×0.2）÷5＋最低積立基準額÷60

＝{（最低積立基準額－積立金）－最低積立基準額×0.2}÷5＋最低積立基準額×5÷300

＝（最低積立基準額×0.8－積立金）÷5＋最低積立基準額×0.1×（3＋2）÷30

＝（最低積立基準額×0.8－積立金）÷5＋最低積立基準額×0.1×3÷30＋最低積立基準額×0.1×2÷30

＝（最低積立基準額×0.8－積立金）÷5

＋最低積立基準額×（0.9－0.8）÷10

＋最低積立基準額×（1.0－0.9）÷15

← 最低積立基準額の 0.8未満の部分の1／5

← 最低積立基準額の0.8以上0.9未満の部分の1／10

← 最低積立基準額の0.9以上1.0未満の部分の1／15

【積立比率0.8以上0.9未満の場合】

（不足額－最低積立基準額×0.1）÷10＋最低積立基準額÷150

＝{（最低積立基準額－積立金）－最低積立基準額×0.1}÷10＋最低積立基準額×0.1÷15

＝（最低積立基準額×0.9－積立金）÷10

＋最低積立基準額×（1.0－0.9）÷15

← 最低積立基準額の0.8以上0.9未満の部分の1／10

← 最低積立基準額の0.9以上1.0未満の部分の1／15

改正後は「積立金」⇒「読替後積立金」

該当法令	改正内容	
承認認可通知 別紙1 3-3 (赤字が改正 部分) 【 】内は説明の ために追加した 部分	掛金の拠出に関する事項の審査要領	
	改正後	改正前
	非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出することを規約で定めている場合には、 <u>DB規則第58条第2項の規定に基づき規約で定める額</u> <u>【5ページのDB規則第58条の改正後の額です】</u> を特例掛金として拠出するよう定めること。	非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出することを規約で定めている場合には、 <u>翌事業年度の最低積立基準額の見込額</u> <u>－当該事業年度の最低積立基準額</u> <u>＋DB規則第58条第1項の規約に定める額</u> <u>＋翌事業年度の積立金増減見込額</u> <u>が0を上回る場合に、当該上回る額</u> を特例掛金として拠出するよう定めること。

法令改正の概要（条文を一部整理加工）

該当法令

承認認可通知
様式C7-ウ、力

（赤字が改正
部分）

改正内容

積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）

改正後

純 資 産 額 ①	
財政検証の基準日における最低積立基準額 ②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額 ③	
翌事業年度における積立金の増加見込額 ④	
積立水準の回復に必要な掛金の額 ⑤	
積 立 不 足 額 ⑥	
翌事業年度に追加する特例掛金の額 ⑦	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額 ⑧	
⑦又は⑧に係る特例掛金（掛金率又は掛金額） ⑨	
う ち 加 入 者 負 担 分 ⑩	

（注）

- ⑦は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載し、③、④及び⑧は、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。
- ⑤は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第1項第1号の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、規則第58条第2項において読み替えて準用する同条第1項第1号の額を記載すること。
- ⑥は、非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、②－①の額を記載し、翌々事業年度に掛金を拠出する場合にあっては、③－①－④の額を記載すること。
- ④は負値となる場合でも負値を記載すること。

改正前

純 資 産 額 ①	
財政検証の基準日における最低積立基準額 ②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額 ③	
積立水準の回復に必要な掛金の額 ④	
積立金の額が最低積立基準額を下回る額（②－①） ⑤	
④以上⑤以下で規約で定める額 ⑥	
積立金の積立てに必要な額（③－②＋⑥） ⑦	
翌事業年度における積立金の増加見込額 ⑧	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑦－⑧） ⑨	
翌事業年度又は翌々事業年度に追加する特例掛金の額（⑥又は⑨） ⑩	
⑩に係る特例掛金（掛金率又は掛金額） ⑪	
う ち 加 入 者 負 担 分 ⑫	

（注）

- ③、⑦、⑧及び⑨は、非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出する場合にのみ記載すること。また、⑩は非継続基準に抵触した翌事業年度に掛金を拠出する場合には⑥の額を、非継続基準に抵触した翌々事業年度に掛金を拠出する場合には⑨の額をそれぞれ記載すること。また、⑧は負値となる場合でもそのまま記載すること。

・本資料は、明治安田生命保険相互会社総合法人業務部団体年金コンサルティング室が情報提供資料として作成したものです。本資料は、情報提供のみを目的として作成したものであり、保険の販売その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

・当社では、本資料の掲載内容について細心の注意を払っていますが、これによりその情報に関する信頼性、正確性、完全性などについて保証するものではありません。

・本資料の著作権は明治安田生命保険相互会社に属し、その目的を問わず無断で複製、転載および譲渡することとはご遠慮ください。

・本資料は作成日時点の情報をもとに作成しており、法令変更、金融情勢の変化等により、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。

明治安田生命保険相互会社 総合法人業務部 団体年金コンサルティング室

TEL : 03 - 3283 - 9094